

障害者職業生活相談員資格認定講習のご案内

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構では、**民間企業等**で障害者職業生活相談員として選任が予定されている方などに、その技術的事項を習得していただくため「**障害者職業生活相談員資格認定講習**」を実施しています。

受講対象者

障害者を5人以上雇用する事業所で、障害者職業生活相談員として選任が予定されている方、及びこれに準ずる方

※法令遵守の観点から受講の必要性が高い事業所を優先して受け入れているため、申込状況によって受講のご希望に添えない場合がございます。受講者は、決定次第ご連絡を差し上げることとしておりますので、ご了承ください。

受講料
無料

必須受講科目

申込期間等は当機構ホームページに掲載しております。

【講習時間】 計10時間

【受講方法】 オンデマンド配信

【講習内容】

①障害者雇用の理念と障害者雇用対策の動向	⑦障害別にみた特徴と雇用上の配慮Ⅲ（精神障害）
②障害者雇用納付金制度に基づく助成金について	⑧採用・配置・労務管理・健康管理
③障害者職業生活相談員の役割	⑨障害種別に見る【就労支援機器を活用して職場環境を整備する】
④職場における人間関係とコミュニケーション	⑩障害者雇用に向けて～採用の検討から配置まで～
⑤障害別にみた特徴と雇用上の配慮Ⅰ（身体障害、高次脳機能障害、難病）	⑪職場適応の向上、定着支援
⑥障害別にみた特徴と雇用上の配慮Ⅱ（知的障害、発達障害）	⑫確認テスト、受講アンケート

任意受講科目

必須科目受講者のうち希望者（滋賀県内の事業所にお勤めの方）を対象とし、意見交換会を開催します。**専門知識や経験のあるパネラーによる質疑応答や意見交換を通じ、障害者の職業生活全般にわたる相談・指導への理解を深めます。**

詳細は滋賀支部のホームページをご確認ください。

【開催日程】 令和9年2月3日（水）13:30～15:30

【開催場所】 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部
本館3階5号室（大津市光が丘町3-13）
アクセス：京阪「唐橋前」駅下車徒歩約5分
JR「石山」駅より徒歩約10分



(滋賀支部ホームページ)

講習受講申込方法

当機構ホームページでご確認の上、WEBからお申し込みください。

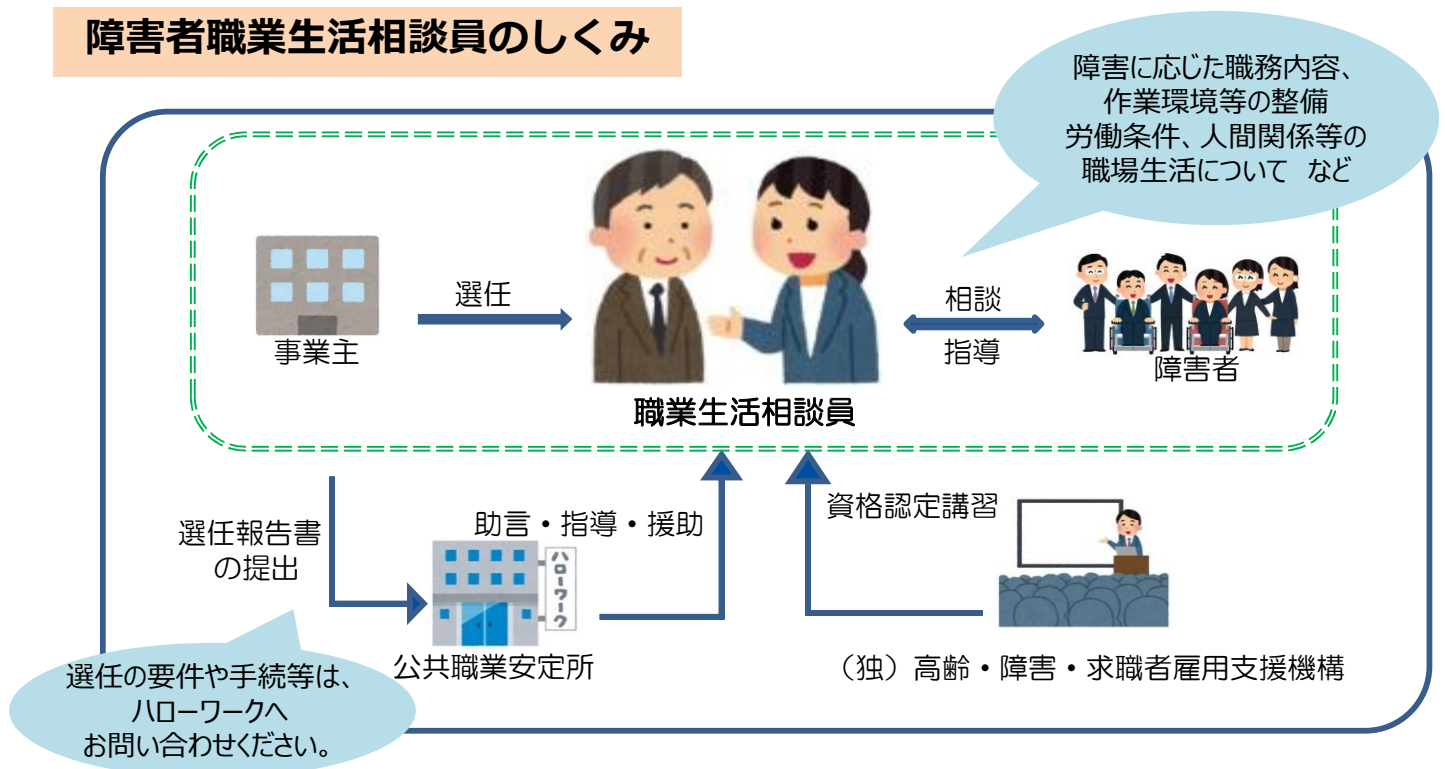
◆「障害者職業生活相談員資格認定講習について」

<https://www.jeed.go.jp/disability/employer/employer04/koshu.html>



(講習詳細ページ)

障害者職業生活相談員のしくみ



職業を通じて障害者の社会参加をすすめるためには、各企業が積極的に雇用の場を提供しようとすることはもちろん必要ですが、採用後も障害者の職業生活の充実を図ることが大変重要です。

このため、法律^(注)では事業主は障害者を5人以上雇用する事業所ごとに障害者職業生活相談員を選任し、その者に障害者の職業生活全般についての相談・指導を行わせなければならないとしています。

(注) 障害者の雇用の促進等に関する法律

◆厚生労働省で定める資格要件

「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則」より

1	「障害者職業生活相談員資格認定講習」を修了した方
2	職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に係るものに限る）を修了した者又はこれに準じる者として厚生労働大臣が定める者
3	学校教育法による大学もしくは高等専門学校卒業の者又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に係るものを除く）、職業能力開発大学校もしくは職業能力開発短期大学校の応用課程の高度職業訓練の修了者もしくはこれらに準じる者として厚生労働大臣が定める者で、その後1年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
4	学校教育法による高等学校（旧中等学校令による中等学校を含む）または中等教育学校を卒業した者（学校教育法施行規則第150条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む）で、その後2年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
5	その他の者で、3年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
6	上記に掲げる者に準ずる者（※）

(※) 「上記に掲げる者に準ずる者」とは、職場適応援助者養成研修修了者又は「個別的なサポートを行う支援者を必要とする障害者」を支援する者に対する研修（国の機関の職員に対する障害者の職場適応支援者養成事業）修了者を指します。

国や地方公共団体等の公務部門を対象とした「**公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習**」は**厚生労働省**で実施しています。当機構が実施する講習には、公務部門に勤務する職員の方は受講いただけませんのでご注意ください。